



身近な頼りになる

KITASENJU LAW OFFICE

# 北千住法律事務所

弁護士 青柳 孝夫

弁護士 鎌田 正紹

弁護士 黒岩 哲彦

弁護士 小寺 貴夫

弁護士 柿沼 真利

弁護士 橋澤 加世

弁護士 金湖 恒一郎

事務局一同

No. 126 2013年7月25日

発行

## 北千住法律事務所

〒120-0034

東京都足立区千住1-24-4 広瀬ビル2F

TEL 03(3870)0171 FAX 03(3881)7471

広告責任者 東京弁護士会所属 所長 黒岩哲彦

<http://www.kitassenju-law.com/>



## ごあいさつ

憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」については、社会保障の攻撃の突破口として生活保護制度の全面改悪が強行されようとした。生活保護法改悪法案は、生活保護の入口から出口まで生存権を侵害する内容です。入口では、書類の提出を義務付して生活保護を受けさせない「水際」作戦を認めてしまい、生活保護を受給できても、福祉事務所の親族への「調査権限」を新設し、生活保護から締め出すために「とりあえず働かせる」としていました。衆議院では可決されましたが、6月26日に参議院本会議で安倍首相への問責決議が可決され、その後、本会議が散会し、厚生労働委員会も散会となり、廃案になりました。

生活保護受給者など当事者の方々の運動、生活と健康を守る会や中央社会保障推進協議会などの議員要請、署名運動、国会での傍聴・座り込みなどの運動、また、日本弁護士連合会などの運動の成果です。二度と改悪法案を国会に出せない運動のために、私たちも力を尽くします。

また、生活保護基準切下げの大蔵告示が出され2013年8月から切り下げられます。保護利用世帯の96%が引き下げ対象となるほか、課税最低限、就学援助など、生活保護基準に運動するあらゆる制度に甚大な影響が生じます。審査請求と裁判（取消訴訟）訴訟の取り組みが始まられると思います。

私たちは、生存権侵害を許さない闘いに参加をする決意です。  
所長 弁護士 黒岩哲彦

御相談は まずはお電話を **03-3870-0171** (受付時間 平日●AM10:00~PM6:00)



ゼロから学ぶ！

# 北千住法律セミナー

満員  
御礼

本年3月に、第2回北千住法律セミナーを開催いたしました。

今回のテーマは、「相続」。

第1回の「遺言」セミナーを上回る58名の方にご参加をいただきました。

多数の方にお越しいただき、改めて相続が身近な問題だということを痛感いたしました。

今後もさらにお役にたてるような内容を目指してまいります。

## 参加者のアンケートより～

演劇形式でおもしろかった！

基礎の基礎から  
ゆっくり教えて  
いただき、良く  
わかりました

意外と演技うまい！

早めの“終活”的  
必要性を感じました

次の世代へ、財産を確実に  
バトンタッチていきましょう。

柿沼弁護士



やはり、「相続」という身近なテーマと言うこともあり、皆さんの関心は高かったようですね。ご来場いただきありがとうございました。

第一部は、橋澤弁護士より、前回のセミナー「遺言」の簡単な復習と、遺言がない場合の相続の場合の手順、さらには、「遺産分割協議書」の作成の必要性について説明がありました。

次に、第二部として、わたくしからは、具体的な事例を提示しつつ、遺産分割協議書の作成の仕方、また、特に分割の際、問題になる不動産、預貯金の分割の方法、手続きなどについて、解説させていただきました。

「相続」というものは、**亡くなった方がその人生において築き上げた大切なものを、遺された皆さんでどう分かち合うか**、ということです。できれば、皆さんで、意思を確認しながら、「良き解決」ができることが望ましいでしょう。

橋澤弁護士



でも…

たいした  
財産なんてないよ。  
借金ならあるけど。

遺産分割協議書  
つくってみたけど、  
こんなので  
いいのかしら?

相続人に行方不明の  
人がいるんだけど…

相続人調査なんて  
どうやるの?

なんかモメてきた!

手続きがめんどくさい!

大丈夫!

ご家庭によって、相続に関するお悩みはさまざまです。うちの場合は?とお困りの方も、お気軽に弁護士にご相談ください。



黒岩弁護士

じえじえじえ!

## 第3弾やります

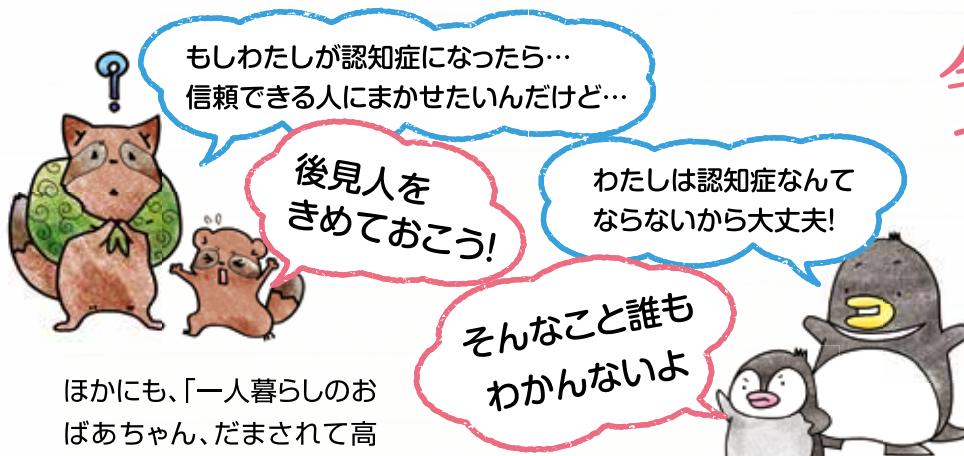
大好評につき、10月に第3回法律セミナーを開催いたします。  
席に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

参加費は無料です。次回のテーマは「成年後見」です。

日時 2013年10月29日(火) 14:00~

場所 北千住マルイ11階視聴覚室

あなたと家族を守るために、後見人をつけましょう



ほかにも、「一人暮らしのおばあちゃん、だまされて高いもの買わされたみたい!」

「重度の知的障害のある息子。わたしたちが死んだらあの子のことは誰がみて  
くれる?」「夫が突然倒れて意識不明に。どうすればいい?!」など..



金湖弁護士

次回はわたしが  
講師です。

いつ準備するの?  
今でしょ!

※くわしくは同封のチラシをご覧ください。